

令和5年度9月
追加補正予算（案）について
（第7号補正）

令和5年9月
企画財政部財政課

令和5年度各会計別予算額調（令和5年9月議会追加分 一般会計第7号補正）

（単位：千円）

【参考】

会 計 別		現 計 予 算 額		補 正 額	合 計		対当初 伸 率	対前年度 同期伸率	令和4年度 同期予算額 (9月7号補正後)
		金 額	構成比		金 額	構成比			
一 般 会 計		229,379,213	59.6	560,080	229,939,293	59.7	5.1	3.0	223,227,895
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	416,466	0.1	-	416,466	0.1	-	▲6.5	445,507
	国 民 健 康 保 険 事 業	53,610,847	13.9	-	53,610,847	13.9	0.0	1.1	53,048,808
	土 地 取 得	2,233,452	0.6	-	2,233,452	0.6	-	▲30.5	3,212,222
	中 央 卸 売 市 場 事 業	261,677	0.1	-	261,677	0.1	-	5.2	248,836
	駐 車 場 事 業	227,726	0.1	-	227,726	0.1	-	▲5.3	240,409
	財 産 区	115,841	0.0	-	115,841	0.0	1.9	265.9	31,657
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	100,778	0.0	-	100,778	0.0	-	▲31.5	147,021
	介 護 保 険 事 業	49,715,771	12.9	-	49,715,771	12.9	0.1	1.8	48,837,439
	生 活 排 水 事 業	538,468	0.1	-	538,468	0.1	-	▲3.8	559,510
	診 療 所 事 業	390,902	0.1	-	390,902	0.1	-	5.1	371,821
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	6,488,473	1.7	-	6,488,473	1.7	-	2.3	6,341,876
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	1,206,688	0.3	-	1,206,688	0.3	-	▲13.1	1,387,936
	小 計	115,307,089	30.0	-	115,307,089	29.9	0.0	0.4	114,873,042
	公 営	水 道 事 業	17,642,119	4.6	-	17,642,119	4.6	▲0.1	10.7
企 業	下 水 道 事 業	22,272,871	5.8	-	22,272,871	5.8	▲0.0	0.3	22,212,316
会 計	小 計	39,914,990	10.4	-	39,914,990	10.4	▲0.0	4.6	38,150,743
合 計		384,601,292	100.0	560,080	385,161,372	100.0	3.0	2.4	376,251,680

令和5年度9月追加補正予算（一般会計第7号）について

■会計別補正予算の内訳

（単位：千円）

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	計
1 赤潮被害緊急対策に係るもの	560,080	-	-	560,080
合 計	560,080	-	-	560,080

■一般会計補正予算の内容

1 赤潮被害緊急対策に係るもの

【560,080 千円】

・水産業振興費負担金・補助金（養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金）

● 繰越明許費

繰越明許費は、「養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金」1件を計上。

● 債務負担行為

債務負担行為は、「漁業資金利子補給（赤潮）」など2件を計上。

令和5年度9月市議会定例会 一般会計追加補正予算（第7号）（案）の主な内容

I 一般会計予算 560,080 千円

事業名	補正額 (千円)	内容	担当課
6款 農林水産業費 560,080			
1 水産業振興費負担金・補助金 養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金	560,080	令和5年8月に橘湾で発生した赤潮による深刻な被害を受けた事業者に対し、県と連携してへい死した養殖魚の代替魚導入経費等を支援するもの。	水産振興課

※ 一般会計の繰越明許費は、「養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金」1件を計上。

II 一般会計債務負担行為 98,833 千円

事業名	補正額 (千円)	内容	担当課
1 漁業資金利子補給（赤潮）	88,281	既存債務の借換えに必要な資金及び養殖経営の維持・継続に必要な資金の利子を支援するもの。 設定期間 令和6年度～令和20年度	水産振興課
2 漁業資金債務保証料補助（赤潮）	10,552	既存債務の借換えに必要な資金及び養殖経営の維持・継続に必要な資金の保証料を支援するもの。 設定期間 令和6年度～令和7年度	